

令和5年3月3日（金）

報道関係者 各位

【照会先】

労働基準局安全衛生部労働衛生課

課長 石川 直子

主任中央労働衛生専門官 城井 裕司

副主任中央労働衛生専門官 田口 勲

（電話代表） 03(5253)1111(内線 5491)

（直通電話） 03(3502)6755

令和5年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します

～暑さ指数（WBGT）の把握、労働衛生教育の実施、発症時・緊急時の措置を徹底～

厚生労働省は、職場における熱中症^{*1}予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

●「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要

厚生労働省は、労働災害防止団体などと連携し、事業場への熱中症予防に関する周知・啓発を行う他、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを運営します。

また、周知、啓発に当たっては、[1] 暑さ指数（WBGT）^{*2}の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、[2] 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、[3] 衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること、について重点的に呼びかけます。

●「令和4年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」

令和4年の速報値では、死亡を含む休業4日以上死傷者数は805人、うち死亡者数は28人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていませんでした。

※1 熱中症とは

高温多湿な環境下において、体内の水分と塩分（ナトリウムなど）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして、発症する障害の総称。めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐（おうと）・倦怠（けんたい）感・虚脱感、意識障害・痙攣（けいれん）・手足の運動障害、高体温などの症状が現れる。

※2 暑さ指数（WBGT）とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

■別添資料1 令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」概要及び実施要綱

■別添資料2 「令和4年職場における熱中症による死傷災害の発生状況（令和5年1月13日時点速報値）」

■参考 ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

【表紙】

厚生労働省 労働安全衛生局 労働安全衛生課
〒100-8501 東京都千代田区千代田 1-1-1
電話(代表) 03-3502-1111 (直通) 03-3502-1112
FAX 03-3502-1113

令和5年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

～関係する関係機関・関係団体、関係機関の実施、実施の推進を要請する～

本キャンペーンは、令和4年10月1日から令和5年10月31日まで実施する。この期間中に発生した熱中症による死傷災害の発生状況を速報値として公表する。この速報値は、令和5年10月31日時点の速報値とする。

●「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

1. 目的
本キャンペーンは、労働安全衛生法第57条第1項第2号に基づき、労働者に対する熱中症の予防に関する啓発活動を行うこととする。また、労働者に対する熱中症の予防に関する啓発活動を行うこととする。また、労働者に対する熱中症の予防に関する啓発活動を行うこととする。

2. 実施期間
令和5年10月1日から令和5年10月31日まで

3. 実施内容
本キャンペーンは、労働安全衛生法第57条第1項第2号に基づき、労働者に対する熱中症の予防に関する啓発活動を行うこととする。また、労働者に対する熱中症の予防に関する啓発活動を行うこととする。また、労働者に対する熱中症の予防に関する啓発活動を行うこととする。

4. 関係機関
関係機関の実施、実施の推進を要請する。